

周南市議会全員協議会規程

〔平成 24 年 3 月 27 日
議会規程第 2 号〕

改正 平成 24 年 11 月 16 日議会規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、周南市議会会議規則（平成 15 年周南市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）第 108 条第 4 項の規定に基づき、全員協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 全員協議会は、議会運営委員会の議決を経て、議長が招集し、主宰する。

2 市長は、議会に対する説明、報告等を行うため、議長に対し、全員協議会に付すべき事件を示して全員協議会の開催を請求することができる。

(出席要求)

第 3 条 議長が必要と認めるときは、市長その他関係者の出席を求めることができる。

(議員の発言)

第 4 条 議員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、全員協議会で別に発言方法を決定したときは、この限りでない。

(傍聴)

第 5 条 全員協議会の傍聴の取扱いは、周南市議会傍聴規則（平成 15 年周南市議会規則第 2 号）を準用する。

(その他)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、全員協議会の議事運営その他必要な事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び会議規則の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 16 日議会規程第 5 号）

この規程は、公布の日から施行する。